

「長期優良住宅」・「ZEH水準住宅」を新築するとき...

古い家をあわせて除却すれば 補助額がアップします！

使う予定のない古い家を除却する場合、例えば...



除却！

- ・もともと自身で住んでいた住宅
(分譲住宅など、住所が異なる引っ越し前の住宅もOKです！)
- ・同居する両親が引っ越し前に住んでいた住宅
- ・その他、新築住宅の建築主や親族が所有している住宅

を除却すれば、補助額が 20万円アップ します！

特記事項

- 建売住宅・分譲マンションの購入時にも利用可能です！
- 所有住宅の除却は、建替以外でも利用可能※1です！
- 「古い家」の立地は問いません。土砂災害特別警戒区域や災害危険区域などのハザードエリアに建っている「古い家」でも利用可能です！
- 必要書類は、「工事請負契約書」と「不動産登記閉鎖事項証明書」のみ※2！
- 「2024年11月22日」から「各住宅における補助事業の完了報告」までの間に除却する※3場合に限られますのでご注意ください。

※1：賃貸住宅の新築の場合、古い家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限りです。

※2：親族が「古い家」の除却を行う場合は、その親族の「戸籍謄本」が必要です。

※3：解体工事の完了時点をもって判断します。

要件等の詳細については子育てグリーン住宅支援事業ホームページをご確認ください。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

2025.7.22